

入札公告

下記のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

令和6年6月28日

五領川公共下水道事務組合
管理者 河合 永充

記

1 入札に付する事項

(1)	工 事 名	令和6年度 五領川浄化センター脱水機設備長寿命化工事
(2)	施 工 場 所	坂井市丸岡町熊堂 地係
(3)	工 事 内 容	1) No1 汚泥脱水機 制御盤 1 面 2) フロキュレータ－攪拌機 1 基
(4)	開 札	令和6年7月18日(木) 10時30分
(5)	工 期	令和6年8月 日～令和8年3月10日
(6)	設 計 額	38,560,000円 (税抜き)
(7)	工事内訳書の提出	有
(8)	最低制限価格	有
(9)	入 札 方 式	制限付き一般競争入札(事後審査型)
(10)	契約締結予定日	令和6年8月9日(金)
(11)	支 払 い 条 件	① 年割支払 有 ② 前金払 有 ③ 中間前払金 無 ④ 部分払 有

2 応募方法 単体企業による

3 入札参加資格

本業務の入札に参加することができる資格を有する者は、五領川公共下水道事務組合建設工事入札参加資格申請要綱（平成１６年告示第７号）第６条第１項に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、制限付き一般競争入札公告共通事項及び次の要件を満たしていること。

（１）建設工事の種類	機械器具設置工事で登録していること。
（２）有資格者に関する要件	令和６年度五領川公共下水道事務組合競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
（３）同種業務の実績及び専門性に関する要件	① 過去１０年以内に元請けとして下水道法第２条第６号に定める終末処理場の脱水機設備の新規、増設もしくは更新工事の実績を有するものであること。（補機、修繕工事は除く。）
（４）配置技術者に関する要件	① 現場代理人、主任技術者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。）または監理技術者（同条第２項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）および現場代理人を適切に配置できる者であること。 ② 入札参加資格確認申請時に提出する「配置予定の主任技術者及び監理技術者の資格、経歴等（様式第３号）」に記載された配置予定技術者を、必ず当該工事（業務）に配置してください。ただし、病気等、真にやむを得ない事情により記載された配置予定技術者の配置が困難と認められる場合を除きます。 ③ 上記②の技術者は、適正な資格を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係にある方をいいます。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加申請日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいいます。このような技術者を正当な理由なく事業に従事させられない場合には、別に定める基準により入札参加資格の停止等の措置を受けることがあります。（健康保険証等を添付）
（５）その他	上記（１）～（４）の要件を満たし、かつ、この業務の公告の日から開札日までの間において、次の要件を満たすもの。 ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。 ② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。 ③ 確認申請書等を提出する時点から落札者決定の日までの間に、五領川公共下水道事務組合建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止又は建設業法第２８条の規定による営業停止処分を受けていない者であること。 ④ その他詳細については、別紙の「制限付き一般競争入札公告共通事項」に示すとおりとする。

4 入札手続等

手続等	期間・期日	場所・方法
(1) 入札公告	令和6年6月28日(金) 午前9時から 令和6年7月12日(金) 午後4時まで	福井県坂井市丸岡町熊堂3-9 五領川公共下水道事務組合 正面玄関・組合ホームページ にて公告
(2) 入札参加確認申請書等の様式配布期間	令和6年6月28日(金) 午前9時から	福井県坂井市丸岡町熊堂3-9 五領川公共下水道事務組合 2階 建設・維持係(契約担当) 連絡先 0776-67-1602
(3) 設計図書の閲覧等	令和6年6月28日(金) 午前9時から 令和6年7月12日(金) 午後4時まで	上記と同じ (DVD等の貸与持参のこと)
(4) 設計図書に関する質問書の回答及び期限	令和6年7月10日(水) 午後4時まで	上記と同じ 随時、有資格者に閲覧
(5) 入札書および工事内訳書の受付	令和6年7月16日(火) 午前8時30分から午後5時まで 令和6年7月17日(水) 午前8時30分から午後4時まで (入札書は提出期限必着とし、消印有効は認めない。)	福井県坂井市丸岡町熊堂3-9 五領川公共下水道事務組合 2階事務室 入札書は規程(長形3号120×235mm)の封筒とし、工事内訳書は角形(240×332mm)の封筒に同封すること。 <u>提出方法 郵送入札によるもの(配達記録が残る郵便等に限る。)</u> とし、 <u>持参または電送によるものは認めない。</u>
(6) 開札	令和6年7月18日(木) 午前10時30分	福井県坂井市丸岡町熊堂3-9 五領川公共下水道事務組合 2階会議室
(7) 事後審査通知および入札参加資格確認申請書等提出依頼書	令和6年7月22日(月)までに通知	第1順位の落札候補者に、郵送もしくは、メールにて通知
(8) 入札参加資格確認申請書提出期限	令和6年7月24日(水) 午後4時まで (通知を受けた日から2日以内)	福井県坂井市丸岡町熊堂3-9 五領川公共下水道事務組合 2階事務室 提出方法 書面により提出
(9) 入札参加資格確認通知(入札参加資格有無の通知別紙4号)	令和6年7月26日(金)まで	通知方法 郵送による
(10) 入札参加資格なし理由説明申請期限	令和6年7月30日(火) 午後4時まで	提出方法 書面により提出
(11) 上記理由説明期限	令和6年8月2日(金)まで	回答方法 書面により回答
(12) 落札決定通知書	令和6年8月5日(月)	落札者に通知
(13) 入札結果の公表	落札結果後速やかに行う	福井県坂井市丸岡町熊堂3-9 五領川公共下水道事務組合 正面玄関 公告

5 その他

(1) 閲覧確認書の提出について

閲覧確認のため、設計図書の閲覧期間内に閲覧確認書に必要事項を記入し提出すること。

(2) 工事内訳書の提出

工事内訳書は、規程の様式で作成し、入札書と同時に提出してください。

詳細については、五領川公共下水道事務組合工事費等内訳書提出要領をご確認ください。

(3) 入札書の記載について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金について

五領川公共下水道事務組合契約規則による。

(5) 開札の立会いについて

開札に立会いを希望するものは、身分証明書等を持参し、確認後、開札10分前までに会議室に入室すること。

(6) 再度入札について

再度入札が必要な場合は、その場で2回目の入札を執行するため、入札書及び代理人によって入札を行う場合は委任状を準備していること。なお、開札に立会わない場合は、再度入札に参加することができない。

(7) 入札参加資格の確認

開札後、落札候補者に入札参加資格確認申請書等の提出を求め、入札参加資格の確認後にその結果を別途通知する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みした者のうち、最低の価格をもって申し込みしたものを落札者とする。

6 入札担当（問い合わせ先）

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-9

五領川公共下水道事務組合 建設・維持係

Tel 0776-67-1602 Fax 0776-67-1605 E-mail goryoupb@goryougawa.com

入札日程（案）

工事名 令和6年度 五領川浄化センター脱水機設備長寿命化工事

設計額

月	日	曜日	
6	27	木	
6	28	金	● 公告 ●
6	29	土	
6	30	日	
7	1	月	
7	2	火	
7	3	水	
7	4	木	
7	5	金	
7	6	土	
7	7	日	
7	8	月	
7	9	火	
7	10	水	● 質問書及び閲覧確認書提出期限 ●
7	11	木	
7	12	金	●
7	13	土	
7	14	日	
7	15	月	確認申請書等提出依頼
7	16	火	● 入札書受付 ●
7	17	水	●
7	18	木	● 開札 ●
7	19	金	●
7	20	土	
7	21	日	
7	22	月	● 確認申請書等提出依頼 ●
7	23	火	●
7	24	水	● 確認申請書等提出期限 ●
7	25	木	●
7	26	金	● 確認通知 ●
7	27	土	
7	28	日	
7	29	月	
7	30	火	
7	31	水	
8	1	木	
8	2	金	
8	3	土	
8	4	日	
8	5	月	● 落札決定通知 ●
8	6	火	
8	7	水	
8	8	木	
8	9	金	● 契約締結日 ●
8	10	土	

制限付き一般競争入札公告共通事項

入札公告に基づく制限付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この五領川公共下水道事務組合制限付き一般競争入札公告共通事項によるものとする。

1. 入札参加資格

入札参加資格	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 令和5年度・6年度五領川公共下水道事務組合競争入札参加資格者名簿に登録されていること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。 (4) 確認申請書等を提出する時点から落札者決定の日までの間に、五領川公共下水道事務組合建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止又は建設業法第28条の規定による営業停止処分を受けていない者であること。 (5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期限が開札日現在までであること。 (6) 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入している者又は退職一時金制度を有している者であること。（共同企業体にあつては、構成員の全て。） (7) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。（共同企業体にあつては、構成員の全て。） (8) 当該入札工事（以下「当該工事」という。）に係る工事の主任技術者（3,000万円以上〈建築一式工事の場合は4,500万円以上〉の工事を下請させる場合には監理技術者）を当該工事に配置（請負金額2,500万円以上〈建築一式は5,000万円以上〉は専任で配置）し、かつ、工事現場に常駐できる現場代理人を配置すること。 ① 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。 1) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する 2) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者 ② 主任技術者（監理技術者）及び現場代理人にあつては、入札参加申込日以前
--------	--

	3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用のある者を配置すること。 ③ 配置予定技術者（請負金額2,500万円以上〈建築一式は5,000万円以上〉の場合に限る。）及び現場代理人は、建設業法第7条第1号又は同第15条第1号の規定による経營業務の管理責任者及び、建設業法第7条第2号又は同第15条第2号の規定による営業所の専任技術者でない者であること。 ④ 当該工事に届出のあった主任技術者（監理技術者）を当該工事に主任技術者（監理技術者）として配置することができなくなったときは、入札を行わず、すみやかに辞退届を提出すること。 ⑤ 落札者は、契約期間中当該工事に届出をした主任技術者（監理技術者）及び現場代理人を当該工事現場に配置すること。 （9） 確認申請書等を提出する時点において、当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者（その者が共同企業体の場合にあっては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。（共同企業体にあっては、構成員の全て。） （ア） 親会社と子会社の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。） （イ） 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係 （ウ） 一方の会社役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係 （エ） 一方の会社役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係 （10） 確認申請書等を提出する時点において、健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること。（共同企業体にあっては、構成員の全て。） （11） その他入札参加資格委員会が必要であると認める資格を有する者であること。
--	---

2. 入札参加資格審査の申請方法

申請	(1) 入札公告等を確認後、入札参加を希望する者は、「入札参加資格確認申請書（様式1号）」、「入札参加資格確認資料」及び個々の案件の公告で指示する書類を添え提出すること。なお、入札参加資格確認申請書等の様式については、公告後、五領川公共下水道事務組合2階事務室にて配布する。 (2) 入札参加資格確認資料は、次のとおりです。 (ア) 制限付き一般競争入札に係る工事と同種同程度の工事の施工実績に係る資料（様式第2号） (イ) 当該制限付き一般競争入札に係る工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の資格、経歴、経験等に関する資料（様式第3号） (ウ) 当該制限付き一般競争入札に係る工事で使用する建設機械の保有状況及び当該建設機械の運転又は操作をするために必要な全ての技能者の配置に関する資料（様式第3号の2） (エ) 資本的関係又は人的関係がない者であることを確認するために必要な資料（様式第3号の3） (オ) 健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者であることを確認するために必要な資料（様式第3号の4） (カ) その他入札参加資格を確認するために必要な資料として公告において定める書類
申請者の確認	入札参加資格確認申請書等の提出は、公告の期日までに書面により提出すること。
辞退の方法	入札参加資格確認通知書を受け取った後、入札書受付期日事前で、かつ入札書を郵送するまでに入札を辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。なお、入札書受付締切日時までに「入札書」及び「辞退届」の届出がない場合は、入札書受付締切日時を経過した時をもって、「辞退届」の届出があったものとみなす。

3. 資格審査結果

入札参加資格確認通知書	資格審査後、「入札参加資格確認通知書」を通知する。入札参加資格がないと認定された者には「入札参加資格確認通知書」にその理由を付するものとする。
入札参加資格がない旨の通知を受けた者からの理由説明申請	(1) 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。 (2) (1)の説明を求める場合は、入札公告に定める期日までに、請求書面を五領川公共下水道事務組合2階事務室に持参すること。 (3) 説明を求められたときは、書面により回答する。

4. 設計図書等の閲覧法

閲覧方法	設計図書等の閲覧は、入札公告の日から入札書の受付期間が開始する日まで閲覧に供する。閲覧の方法は、五領川公共下水道事務組合 2 階事務室において有資格者の閲覧に供するほか、入札参加資格確認申請をする場合に限り期間中に CD-R 等に複写できるものとする。なお、閲覧後、閲覧確認書（様式第 5 号）に必要事項を記入し提出すること。
その他	契約にいたらなかった入札参加者は、複写した設計書等を速やかに破棄又は削除すること。

5. 設計図書に対する質問及び回答

質問方法	設計図書に対する質問がある場合は、入札公告に定める期間内に質問書（様式 6 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、持参することにより行う。
回答方法	質問者名を伏して、書面により有資格者に閲覧する。

6. 入札方法及び工事内訳書の提出方法

入札期間	入札公告記載のとおり 原則として、開札日の前々日及び前日の2日間（休日を除く。）とし、それぞれの日の受付期間は、前々日にあつては午前8時30分から午後5時まで、前日にあつては午前8時30分から午後4時までとする。	
入札書提出方法	(1) 郵送入札によるもの（配達記録の残る郵便等に限る）とし、持参または電送によるものは認めない。 (2) 入札書の記載について、落札決定にあつては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 入札書を郵送した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。	
工事費内訳書の提出方法	工事費内訳書の提出が必要とされる入札案件については、入札書の提出と同時に工事費内訳書の提出を求めるものとする。ただし、工事費内訳書が次表各項に掲げる場合に該当するものについては、入札を無効にする。	
	1. 未提出であると認められる場合（未提出と同視できる場合を含む。） 2. 記載すべき事項が欠けている場合 3. 所定外の事項を記入又は項目を追加している場合 4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない。 (2) 無関係な書類である。 (3) 他の工事の工事費内訳書である。 (4) 白紙である。 (1) 内訳の記載がない。 (2) ゼロ計上の項目がある。 (1) 設計書（金抜き工事費内訳明細書）に無い項目（「値引き」等）を追加記入している。 (1) 発注案件名に誤りがある。 (2) 提出業者名に誤りがある。 (3) 工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない。 (4) 工事費内訳書の合計金額と各内訳の合計金額が一致していない。
	提出された工事費内訳書の内容等については説明を求める場合がある。 なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、工事費内訳書を公正取引委員会に提出するなど、必要な措置を講じる。	

7. 入札保証金及び契約保証金

五領川公共下水道事務組合契約規則第 12 条から第 20 条の規則による。

8. 落札方法

- (1) 予定価格以下、最低制限価格以上の範囲で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札価格調査を実施する場合にあっては、次の者を落札（候補）者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（失格基準価格を設けた場合、同価格を下回る入札者を除く。）が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認める場合。
 - ② 低入札価格調査対象者の提出資料について、積算内容等の確認ができず、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合は、次順位者を調査対象とし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがない場合
 - ③ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で入札した者。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合には、くじ引きにより、落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

9. 再度入札

- (1) 第 1 回目の開札で、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、1 回限り、再度郵送により入札を行う。

再度入札については、第 1 回目の入札に参加しなかつた者、無効入札をした者については参加させない。

 - ① 再度入札の受付は、第 1 回目開札後、速やかに行う。
 - ② 第 1 回目の入札に立会人として立会わない場合は、再度入札に参加することはできない。
 - ③ 入札者が代理人であるときは、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。
 - ④ 再度入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札執行者は、不落随契（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 8 号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

10. 無効となる入札

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 予定価格を超えた価格の入札
- (3) 最低制限価格（低入札価格調査対象案件については失格基準価格）に達しない価格での入札
- (4) 談合その他不正な行為によってなされたと認められた入札
- (5) その他、五領川公共下水道事務組合契約規則第 29 条の規則による。

1 1. 契約書

五領川公共下水道事務組合が定めた契約書による。

1 2. 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結までに、契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付しなければならない。
- (2) その他は、五領川公共下水道事務組合契約規則第53条から第56条の規則による。

1 3. 前払金

五領川公共下水道事務組合公共工事の前払金取扱要綱による。

1 4. 工事实績情報サービス（コリンズ）登録

コリンズ登録 対象工事	工事請負代金額が500万円以上の建設工事を対象とする。	
登録手続き	工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録申請を行なうこと。なお、申請登録後に同センターが発行する「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に提出すること。	
登録の時期	① 受注時登録	契約締結後10日以内（土日休日等を除く。）に登録すること。
	② 竣工時登録	工事完成後10日以内（土日休日等を除く。）に登録すること。
	③ 変更登録	工期又は配置技術者等に変更があったときは、変更後10日以内（土日休日等を除く。）に登録すること。

1 5. 建設業退職金共済制度の加入

五領川公共下水道事務組合と請負金額500万円以上の契約を締結したときは、建設業退職金共済の証紙を実際に雇用する人数の日数分を購入し、発注者用掛金収納書を所定の用紙に貼付し、契約課に提出すること。

自社内で共済制度がある場合や中小企業退職金共済事業等の共済制度に加入している者だけで施工する場合は、加入の必要はない

16. その他

提出書類等	(1) 提出書類の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。 (2) 五領川公共下水道事務組合が当該工事の見積の用に供する設計図書は、他の目的に使用してはならない。 (3) 提出された書類等は返却しない。 (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限られる。
関係法令遵守	入札参加者は、関係諸法令、契約規則及び工事請負契約約款等を十分に承知し、遵守して入札に参加すること。

17. 入札手続における担当

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-9 五領川公共下水道事務組合 建設・維持係 (電話 0776-67-1602 Fax 0776-67-1605)
--